

第9回「山の日」全国大会実行委員会設立総会 次第

日時：令和6年7月16日（火）13：30～
場所：福井県庁 7階 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

- (1) 開催県知事：福井県知事
- (2) 開催地首長：大野市長、勝山市長、福井市副市長
- (3) 全国山の日協議会：会長 谷垣 禎一
- (4) 超党派「山の日」議員連盟：会長 衛藤 征士郎

3 議 事

- (1) 第9回「山の日」全国大会実行委員会の設立趣意書について
- (2) 第1号議案 第9回「山の日」全国大会実行委員会規約（案）について
- (3) 第2号議案 第9回「山の日」全国大会実行委員会構成員（案）について
- (4) 第3号議案 第9回「山の日」全国大会実行委員会特別職（案）について

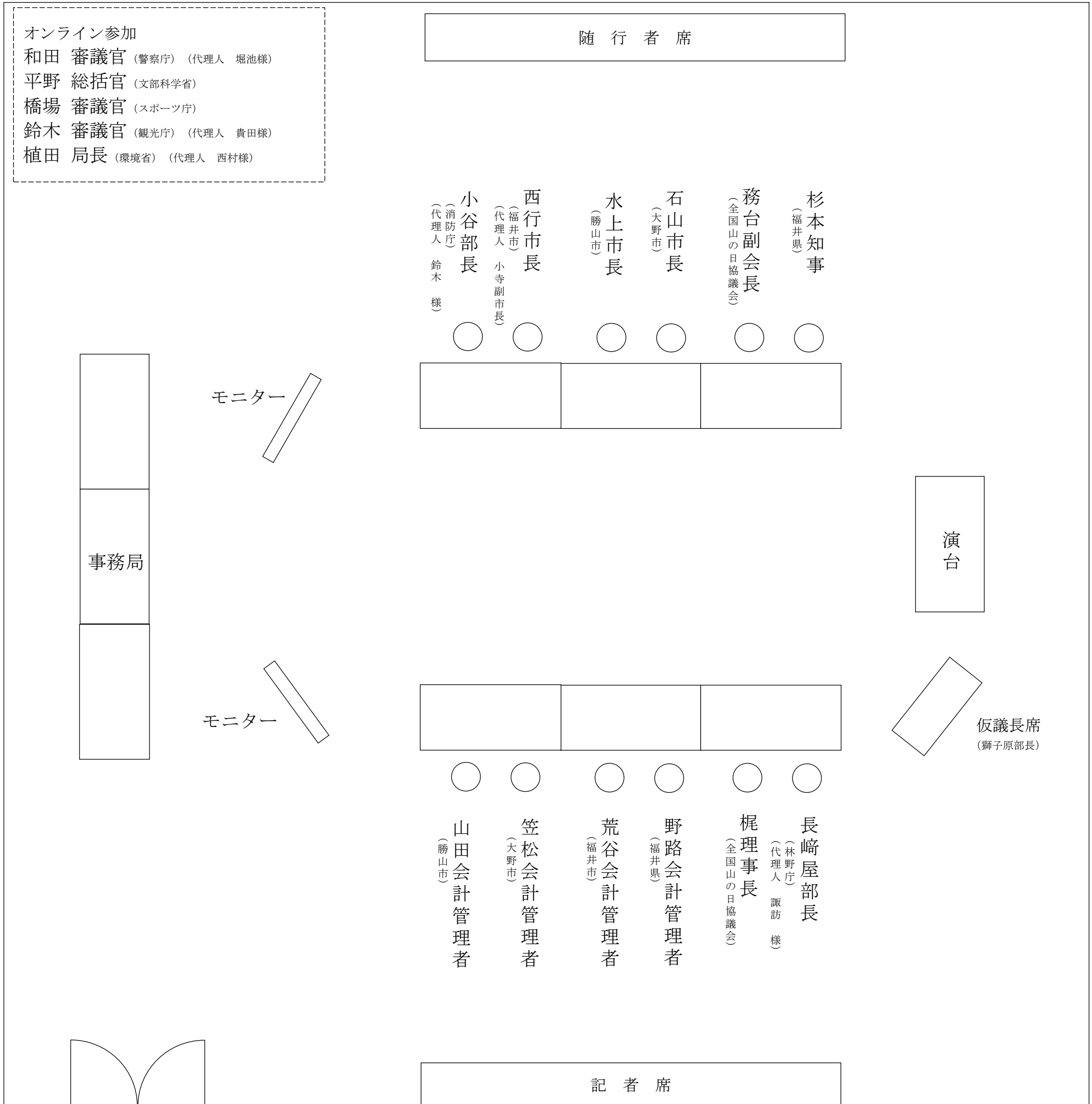
4 そ の 他

5 閉 会

配席図【設立総会】

日時：令和6年7月16日（火）13:30～

場所：福井県庁 7階 特別会議室



第9回「山の日」全国大会実行委員会設立趣意書（案）

日本は、北海道から九州に至るまで背骨のように山脈が連なり、国土の約7割を山地と丘陵地が占める世界有数の山岳国家です。これら山々の多くは、森林で覆われ、木材や食材の生産、生物多様性の維持、水源、土砂災害防止、二酸化炭素から酸素をつくるなど、私たちの暮らしを支える上で欠かせない存在です。

16番目の国民の祝日として制定された「山の日」は、こうした山に親しむ機会を得て、その恩恵に感謝する日とされており、この祝日が始まった平成28年から、この趣旨の浸透を図ることを目的に、「山の日」全国大会が各地で開催されてきました。

こうした中、令和7年度の第9回「山の日」全国大会が福井県において、福井市、大野市、勝山市で開催されることになりました。

本県は、本州のほぼ中央部に位置し、面積の大半を山地が占めていますが、ほとんどが1500m以下の低山であることから、古くから山村が多く点在し、山の恵みを楽しみながら生活を営んできた歴史があります。

本県の山は、日本百名山の荒島岳を始めとして、四季を通じて日帰りで登れる山が多く、気軽にニッコウキスゲやササユリなどの高山植物や美しい景色を楽しむことができます。また昨年8月には、大野市の経ヶ岳山麓に広がる南六呂師エリアが、「星空の世界遺産」とも呼ばれる「星空保護区」の認定を受けるなど、新たな魅力が再認識されています。

令和6年3月の北陸新幹線福井・敦賀開業に加え、令和8年春には中部縦貫自動車道が県内全線開通し、福井県の立地条件は格段に向上します。

第9回「山の日」全国大会では、たくさんの方々をお招きし、本県の山の魅力や豊かな恩恵を広く発信することで「山の日」への理解を深めるとともに、美しい日本の山々を将来の世代に引き継いでいく大会にしていきます。

この大会の開催に向け、関係機関や団体等、幅広い皆様の力を結集し、ここに第9回「山の日」全国大会実行委員会を設立します。

令和6年7月 日

【第1号議案】

第9回「山の日」全国大会実行委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、第9回「山の日」全国大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 実行委員会は、第9回「山の日」全国大会（以下「大会」という。）を福井県で開催し、国民の祝日である「山の日」が制定された意義への理解を深め、広く浸透を図るとともに、山に関する歴史や文化の継承、環境保全、観光振興、健康増進、山岳遭難や自然災害への対応などの様々な課題の解決や「山の未来」のあり方について考える機会とし、もって国民の幸福と関係各所の連携と発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の開催に関すること。
- (2) 大会の関係機関および団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 大会の広報活動に関すること。
- (4) 「山の日」の制定を通じた「山」に関わる施策の展開に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めること。

第2章 組織

(構成および任期)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

(役員)

第5条 実行委員会に、会長、副会長および監事を置く。

2 会長は福井県知事の職にある者をもってこれに充て、副会長は一般財団法人全国山の日協議会副会長の職にある者のうちから同協議会会長が指名する者、福井市長、大野市長および勝山市長の職にある者をもってこれに充てる。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長があら

かじめ指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(特別職)

第7条 実行委員会に名誉顧問および顧問を置くことができる。

2 名誉顧問および顧問は、会長が委嘱し、会長の求めに応じ意見を述べるができる。

3 名誉顧問および顧問の任期は、第4条第2項の規定を準用する。

(アドバイザー)

第8条 実行委員会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が委嘱し、会長の求めに応じ意見を述べることができる。

3 アドバイザーの任期は、第4条第2項の規定を準用する。

(運営委員)

第9条 会長は、具体的な事業および予算の円滑な執行に当たらせるため、運営委員を置くことができる。

2 運営委員は、実行委員会を構成する委員の所属する団体または行政機関の職員等であって、現地での速やかな対応が可能な者の中から会長が委嘱する。

3 運営委員長は、運営委員の中から会長が指名する。

4 運営委員の任期は、第4条2項の規定を準用する。

第3章 会議

(会議)

第10条 会議は、総会および運営委員会とする。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名した者が議長となる。

2 総会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 総会は、次の事項を審議し、および決定する。

(1) 規約の制定および改廃に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 収支予算および決算に関すること。

(4) その他委員会が必要と認めること。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

- 5 やむを得ない理由のため、実行委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または当該委員の指定した者を代理人として、表決を委任することができる。この場合、本条第2項および前項の規定の適用において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 会長が必要と認める場合、事前に送付した議案に対して書面をもって評決し、総会の議決に代えることができる。

(専決処分)

- 第12条 会長は、緊急を要する場合は、総会で決議すべき事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会に報告しなければならない。

(運営委員会)

- 第13条 運営委員会は、第9条第3項の規定により指名された運営委員長が招集し、運営委員長は当該委員会の議長となる。
- 2 運営委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 総会において決議した事項の執行に関すること。
 - (2) その他、総会において必要と認められた事項に関すること。
 - 3 運営委員会には、第8条、第11条第2項、第4項、第5項および第6項の規定を準用する。

第4章 事務局

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を福井県エネルギー環境部自然環境課に置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

(経費)

- 第15条 実行委員会の経費は、負担金、補助金、寄付金、協賛金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第16条 実行委員会の会計年度は次のとおりとする。

(1) 令和6年度 実行委員会設立の日から令和7年3月31日まで

(2) 令和7年度 令和7年4月1日から実行委員会が解散する日まで

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 解散

(解散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の決議を経て解散する。

2 実行委員会が解散する際に剰余金または欠損金が生じたときは、総会で協議し処理する。

第7章 補則

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、実行委員会設立の日から施行する。

【第2号議案】

第9回「山の日」全国大会実行委員会 構成員について

役職	構成団体	職名	氏名
会 長	福井県	知事	杉本 達治
副会長	一般財団法人全国山の日協議会	副会長	務台 俊介
	福井市	市長	西行 茂
	大野市	市長	石山 志保
	勝山市	市長	水上 実喜夫
委 員	警察庁	長官官房審議官	和田 薫
	消防庁	国民保護・防災部長	小谷 敦
	文部科学省	社会教育振興総括官	平野 誠
	スポーツ庁	審議官	橋場 健
	林野庁	森林整備部長	長崎屋 圭太
	国土交通省	水管理・国土保全局砂防部長	草野 慎一
	観光庁	審議官	鈴木 貴典
	環境省	自然環境局長	植田 明浩
	一般財団法人全国山の日協議会	理事長	梶 正彦
監 事	福井県	会計管理者	野路 博之
	福井市	会計管理者	荒谷 聖二
	大野市	会計管理者	笠松 健男
	勝山市	会計管理者	山田 安泰

【第3号議案】

第9回「山の日」全国大会実行委員会 特別職について

役職	構成団体	職名	備考
名誉顧問	一般財団法人全国山の日協議会	会長	谷垣 禎一
顧問	超党派「山の日」議員連盟 一般財団法人全国山の日協議会	会長 副会長	衛藤 征士郎